



○ 建設現場における派遣契約での業務範囲について

先月、取引先企業の現場から、他社の派遣社員が労災にあったとの連絡がありました。詳細は不明ですが、派遣社員としてしてはならない作業により怪我をしたとの事で、弊社での周知はどのようになっているかの問合せもありました。今まで何度も耳にしたという方もいると思いますが、再度、要点を記載致しますので、確認と共にご留意をお願い致します。

現在、企業先との契約については、派遣契約にて締結しております。業務内容は契約によりそれぞれですが、施工管理、施工図作成、設計業務、CAD オペレーターなどになります。基本的に、派遣法では直接作業に従事する「建設業務」を禁止しています。派遣契約の中で、「建設業務」を行った場合には、当然に派遣法違反となります。

■ **建設業務(派遣禁止業務)**

労働者派遣法第4条第1項第2号において「労働者派遣ができない業務(派遣禁止業務)」とされている「建設業務」の範囲は次のように定められています。

ここでいう「建設業務」は、「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務」をいうが、この業務は建設工事の現場において、直接にこれらの作業に従事するものに限られる。

また、派遣労働者が従事する業務の一部に「建設業務」に該当する業務が含まれている場合も違法な労働者派遣となるものである。

■ **建設現場における派遣労働者が出来る業務**

建設現場の現場事務所での事務員、CAD オペレーター、施工管理の業務などの「建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業」に直接従事しない業務。

ただし、施工管理業務などで派遣されてきた労働者が、空き時間等に資材置き場の整理や残材片付けなどをさせることは「建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業の準備の作業」に直接従事したものと見做され、労働者派遣法違反となります。

■ **施工管理の業務範囲**

土木建築等の工事についての施工計画を作成し、それに基づいて、

- ・工事の工程管理(スケジュール、施工順序、施工手順等の管理)
- ・品質管理(強度、材料、構造等が設計図書どおりとなっているかの管理)
- ・安全管理(従業員の災害防止、公害防止等)など

工事の施工の管理を行ういわゆる「施工管理業務」の範囲となります。

【資格】 ※注意：新型コロナウイルス関連により、日程や申込み方法の変更が見られます。

受験を予定されている方は、今後の変更を含めて最新の情報をホームページ等にてご確認ください。

- 建築積算士 <公益社団法人日本建築積算協会 <http://bsij.or.jp/>>  
申込期間 1次試験：8月31日(火)にて終了  
2次試験：12月7日(火)にて終了  
試験日 1次試験：10月24日(日)にて終了  
2次試験：2022年1月23日(日)
- 技術士(第二次試験) <公益社団法人日本技術士会 <http://www.engineer.or.jp/>>  
申込期間 4月19日(月)にて終了  
試験日 筆記：7月10日(土)・11日(日)にて終了  
第2次検定：2021年12月～2022年1月で通知
- 第2種電気工事士(下期試験) <一般財団法人電気技術者試験センター <http://www.shiken.or.jp/>>  
申込期間 9月2日(木)にて終了  
試験日 筆記：10月24日(日)にて終了  
技能：2021年12月18日(土)または12月19日(日)
- 土地家屋調査士 <法務省 <http://www.moj.go.jp/>>  
申込期間 8月6日(金)にて終了  
試験日 筆記：10月17日(日)にて終了  
口頭：2022年1月27日(木)
- 3次元CAD利用技術者試験 2級 <一般社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会 <http://www.jpso.or.jp/>>  
申込期間 2021年4月6日～2022年2月28日  
試験日 2021年4月9日～2022年3月31日  
※2級はCBT試験、1級・準1級と2級の併願受験は不可